

議事関連参考資料

- (1)建設産業の現状と最近の取組み P 1 ~ P17
- (2)入札契約制度の改善に向けた取組み P18 ~ P32
- (3)経営事項審査 P33 ~ P42
- (4)建設工事標準請負契約約款 P43 ~ P57

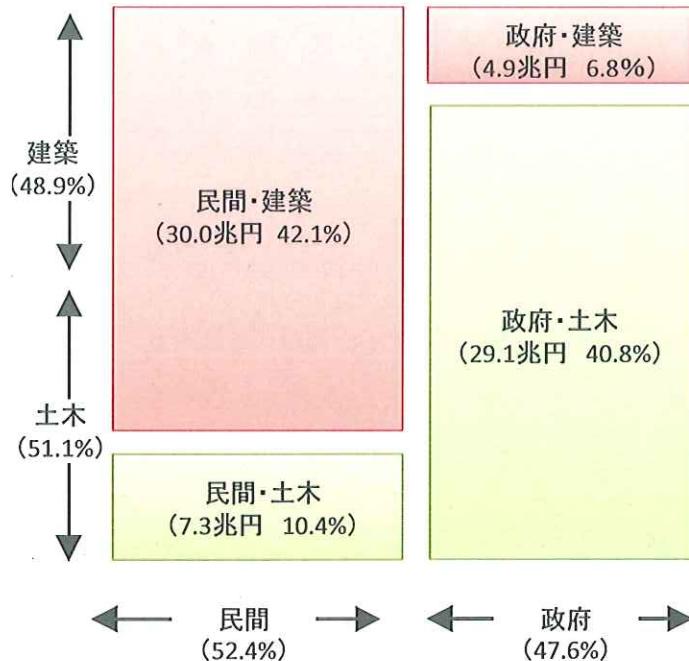
(1)建設産業の現状と最近の取組み



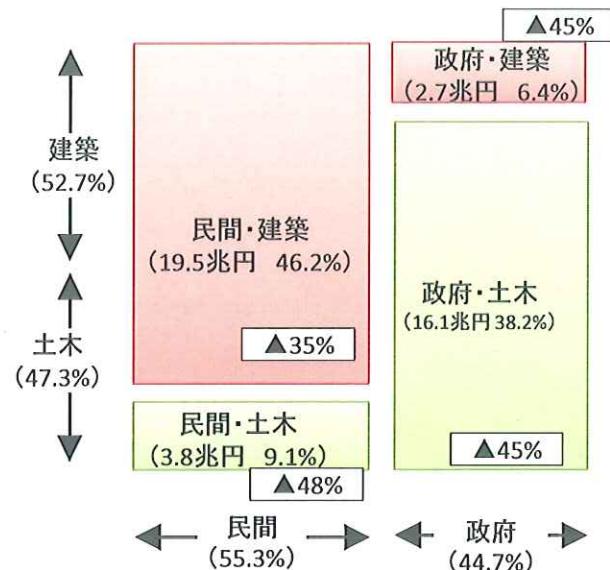
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設投資の政府・民間、土木・建築別構成比の推移

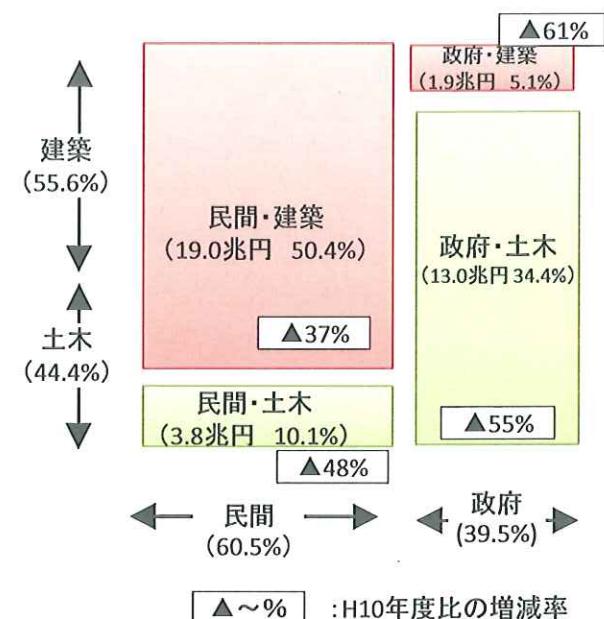
平成10年度建設投資の構成



平成21年度建設投資の構成



平成22年度建設投資の構成



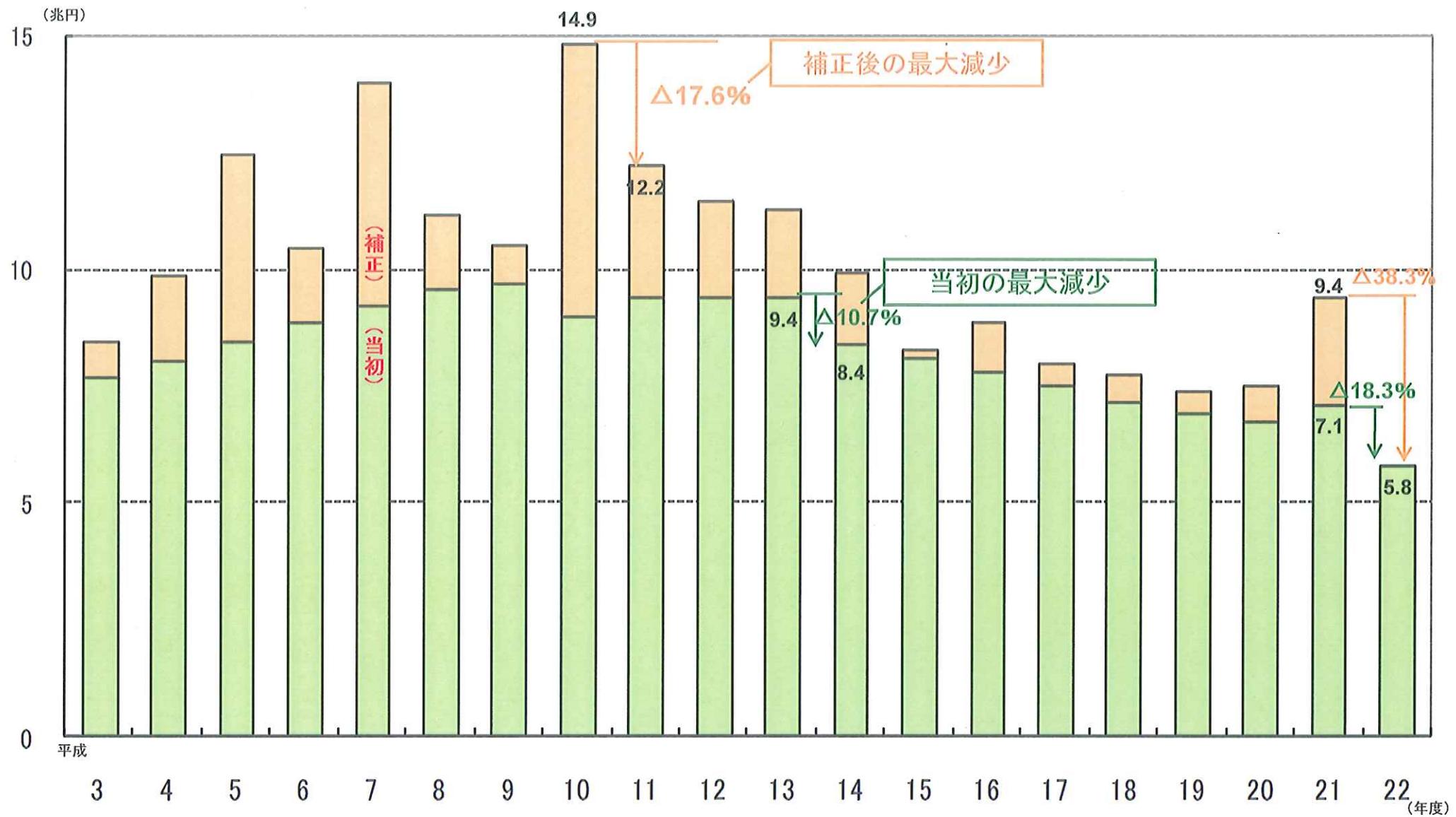
建設投資額: 71.4兆円
許可業者数: 60万社
建設投資額／許可業者数 = 1億1,881万円

建設投資額: 42.1兆円
許可業者数: 51万社
建設投資額／許可業者数 = 8,268万円

建設投資額: 37.7兆円
許可業者数: 51万社
建設投資額／許可業者数 = 7,404万円

平成10年度投資額: 国土交通省「建設投資見通し」から作成
平成21年度及び22年度投資額: (財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し」から作成
許可業者数: 国土交通省「建設業許可業者数調査」より。
※平成21年度及び22年度の許可業者数は平成21年度3月末時点のもの。

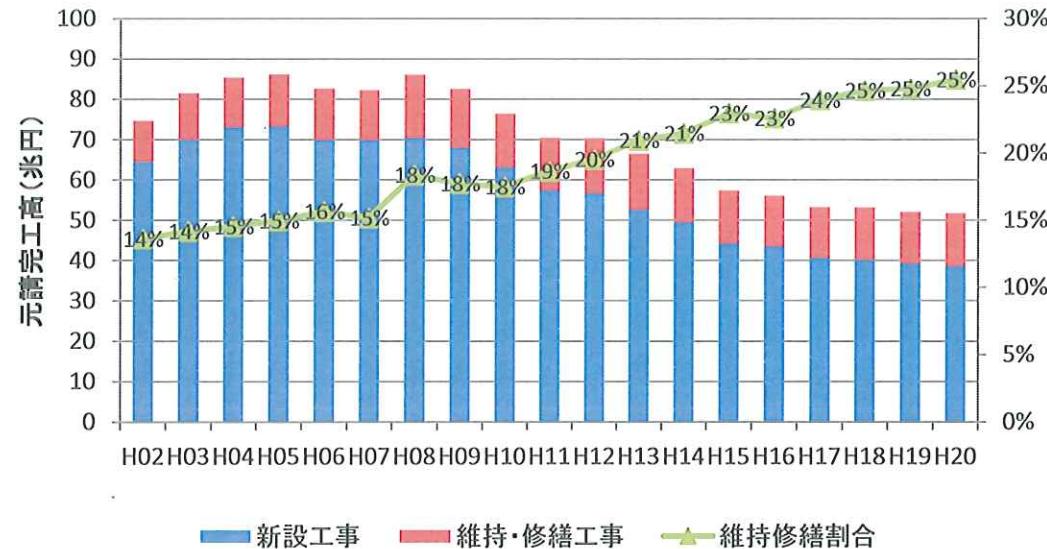
公共事業関係費の推移



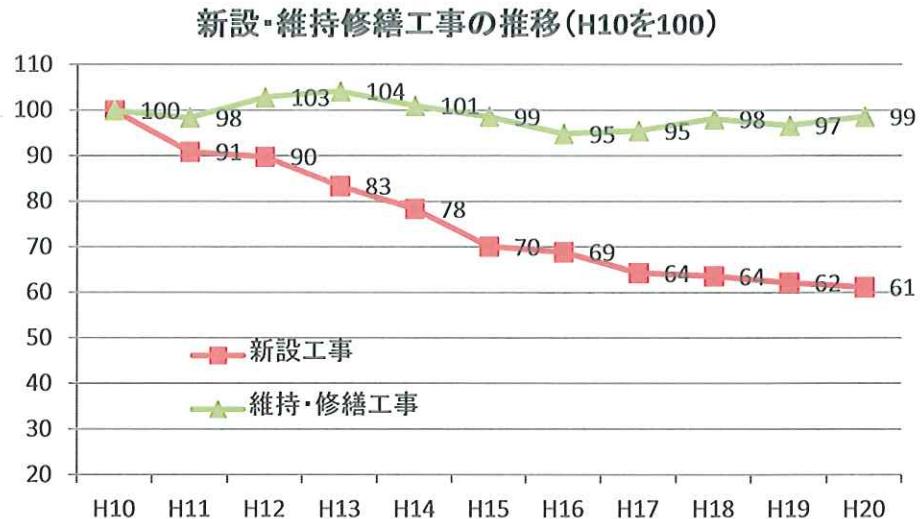
※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(6825億円)が一般会計計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば△4.5%である。

我が国の建設投資市場の動向

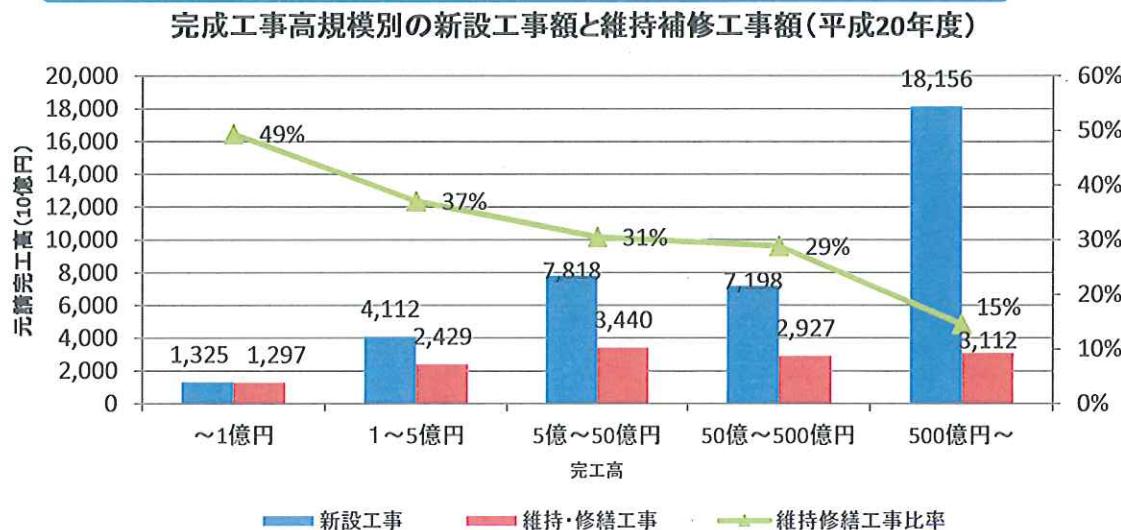
投資額が減少する中、維持修繕の割合が増加



新設工事は減少、維持修繕工事は横ばいで推移



中小建設事業者ほど、維持修繕工事の割合が高い



今後の我が国の建設市場は？？？

○西欧型のストック市場へ

各国の維持修繕工事／工事合計の割合(2007)
西欧 英:43% 仏:46% 独:53% 伊:56%
(※東欧平均 30%)

○相対的には中小建設業の受注機会が増加

維持修繕工事の総額の中で、完工高50億円以下の事業者の占める割合は53% (2007)

入札契約制度改革の取組について

沿革

明治22年	会計法制定 (原則一般競争方式)
明治33年	指名競争方式に転換
平成6年	一般競争方式の導入 (WTO対象)
平成12年	入札契約適正化法の制定 (透明性の確保、公正な競争の促進)
平成17年	公共工事品質確保法の制定 (価格と品質が総合的に優れた調達)
平成18年	一般競争方式の本格実施 (WTO対象以外に拡大) 改正独禁法の施行 (課徴金減免制度の導入等)
平成19年	改正官製談合防止法の施行 (職員に対する刑罰規定の創設等)
平成21年	改正独禁法の施行 (課徴金の適用範囲の拡大等)

国土交通省における入札契約制度改革の推進

○競争性・客観性・透明性の向上

・一般競争方式の拡大 H20年度 約95.0%

(すべての入札に占める金額ベースの割合)

(予定価格6千万円以上の工事が対象。予定価格6千万円未満についても試行実施。)

○価格と品質が総合的に優れた調達

・総合評価方式の拡充 H20年度 約99.7%

(競争入札に占める金額ベースの割合)

○ダンピング受注や不良不適格業者等の排除

・低入札価格調査基準価格の引上げ

(平成20年3月31日、平成21年4月3日)

・入札ボンドの導入(平成18年度~)

(WTO対象の工事で実施、地方公共団体との連携により拡大)

地方公共団体における入札契約制度改革の推進

(平成21年9月1日現在 平成21年度公共工事入札契約適正化調査から)

○一般競争方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み

市区町村の65.0%が導入済み

○総合評価方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み

市区町村の57.5%が導入済み

○低入札価格調査・最低制限価格

すべての都道府県・政令指定都市でいずれかを導入済み

市区町村の82.6%でいずれかを導入済み

国土交通省直轄工事における入札契約制度の改善

平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度

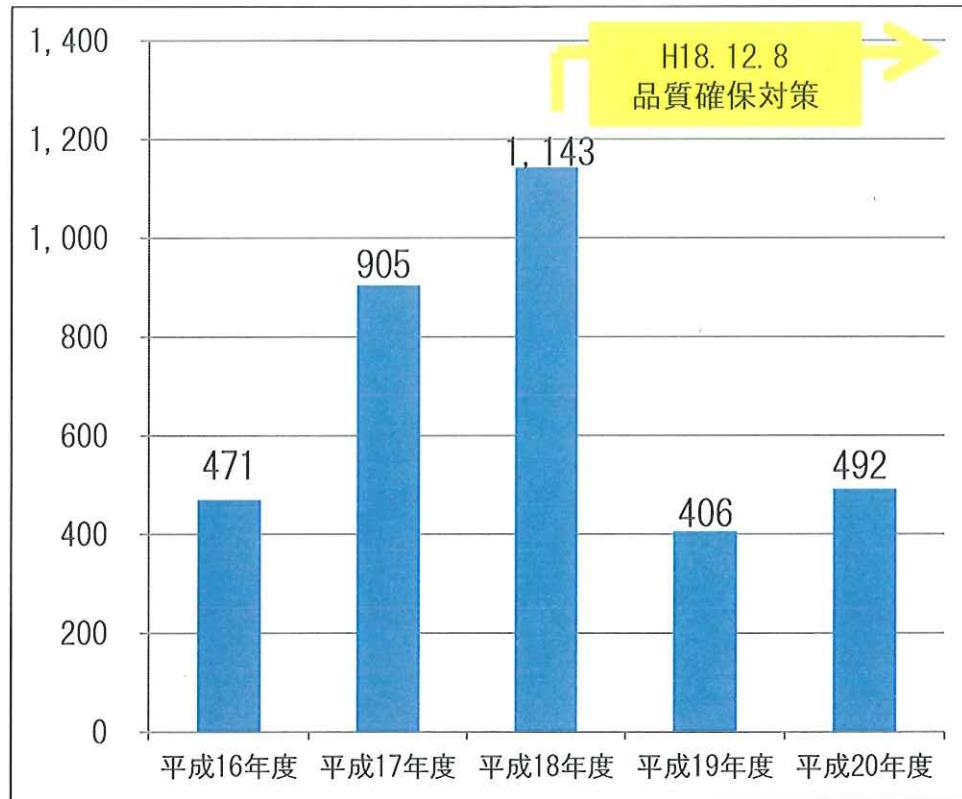
一般競争	WTO対象工事					原則6千万円以上 これ未満にも積極的に拡大
	6.6億円以上	7.3億円以上	3億円以上	2億円以上	1億円以上	
実施件数	219件	167件	1,101件	7,507件	9,929件	10,224件

総合評価	5割超(金額ベース) まで拡大		約9割(金額ベース) において実施			総合評価方式を原則実施
	445件	306件	1,636件	8,193件	10,274件	10,317件

ダンピング対策	低入札価格調査基準価格 昭和62年モデル	緊急公共工事品質確保対策 (平成18年12月)	基準価格の引き上げ	基準価格の再引き上げ
	<p>【計算式】</p> <p>直接工事費の額 共通仮設費の額 現場管理費×0.20 合計額×1.05</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制確認型総合評価方式の試行 極端な低入札について特別重点調査の実施 	<p>【計算式】</p> <p>直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.60 一般管理費等×0.30 合計額×1.05</p>	<p>【見直し後の計算式】</p> <p>直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.70 一般管理費等×0.30 合計額×1.05</p>

国土交通省直轄工事における低入札価格調査の実施状況及び落札率の推移

【国土交通省直轄工事における実施件数】



【国土交通省直轄工事における落札率の推移】



※ 8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く。）のうち、随意契約を除いたものが対象。
※平成21年度(12月まで)の値は速報値。

地方公共団体におけるダンピング対策の状況

○地方公共団体における最低制限価格等の見直し状況(H22.2.17現在)

(最低制限価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定:11道県2政令市(北海道、福島県、栃木県、神奈川県、新潟県、和歌山県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、さいたま市)
- ・21年4月公契連モデルを準用又は同水準:16県、10政令市(秋田県、千葉県、東京都、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、奈良県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市)

(低入札価格調査基準価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定:9道県、2政令市(北海道、宮城県、福島県、栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、沖縄県、札幌市、さいたま市)
- ・21年4月公契連モデル準用又は同水準:26県、9政令市(岩手県、山形県、秋田県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市)

○地方公共団体における予定価格の事後公表への移行(H22.2.17現在)

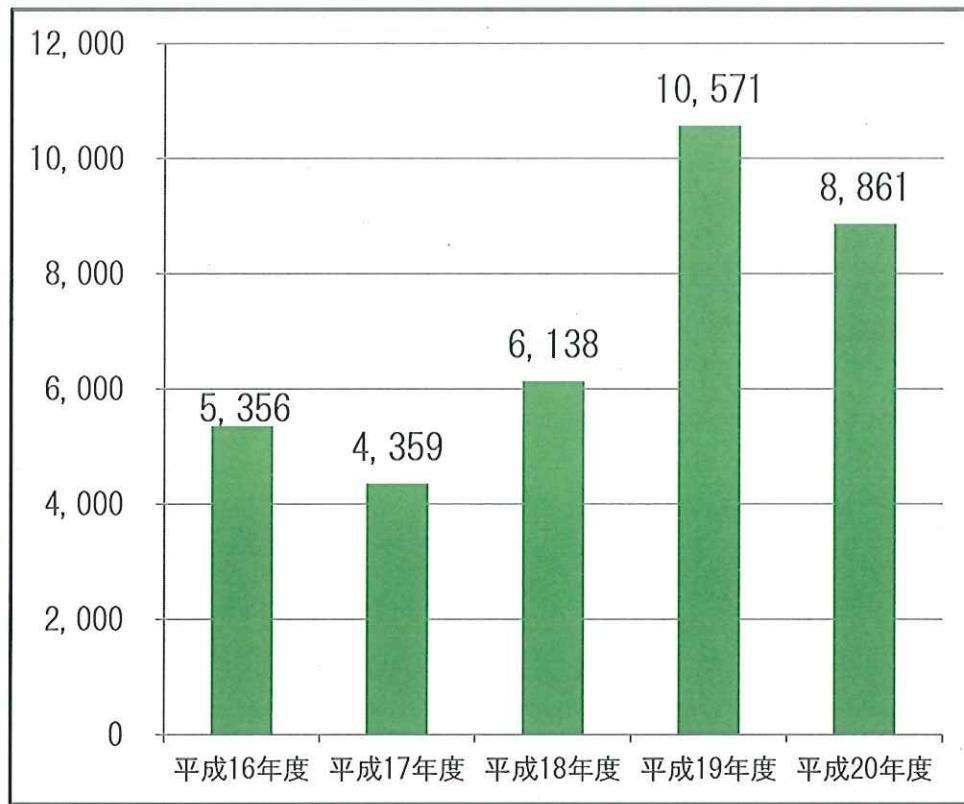
○事後公表のみ:10道県、2政令市(北海道、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、兵庫県、岡山県、長崎県、浜松市、岡山市)

○事前公表及び事後公表の併用:12県、5政令市(埼玉県、千葉県、山梨県、富山県、滋賀県、和歌山県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、川崎市、新潟市、大阪市)

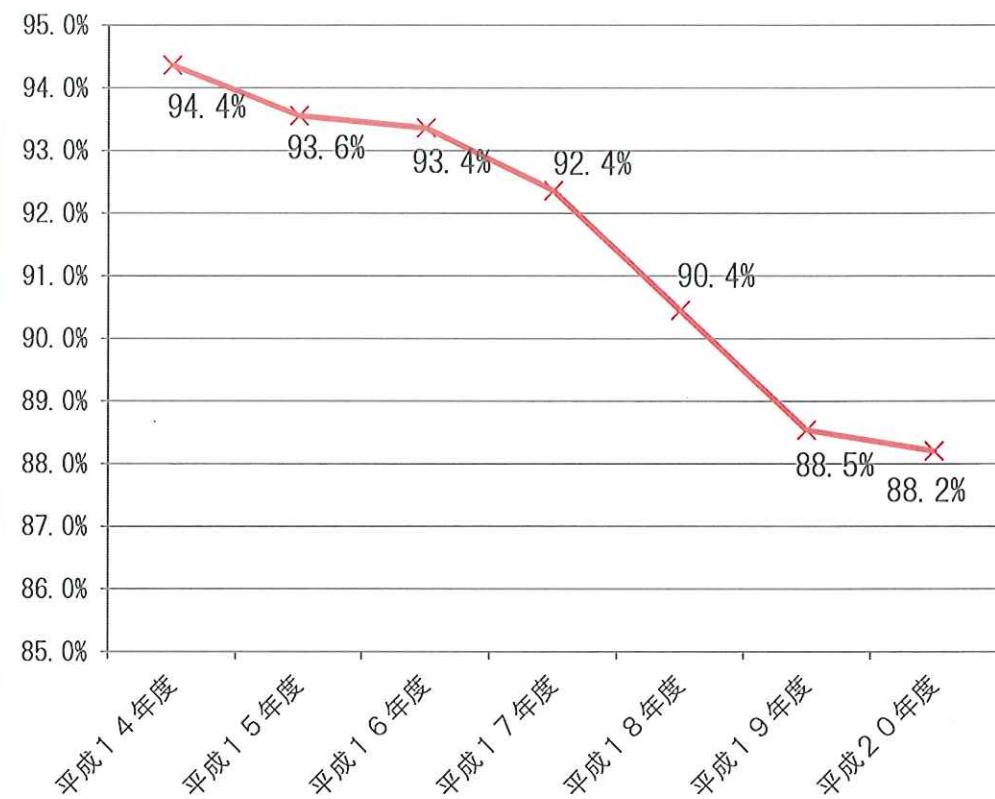
○案件により事後公表を試行:6県、3政令市(山形県、岐阜県、栃木県、大阪府、鳥取県、山口県、さいたま市、横浜市、神戸市)

地方公共団体における低入札価格調査の実施状況及び落札率の推移

【都道府県・政令市・市区町村における実施件数】



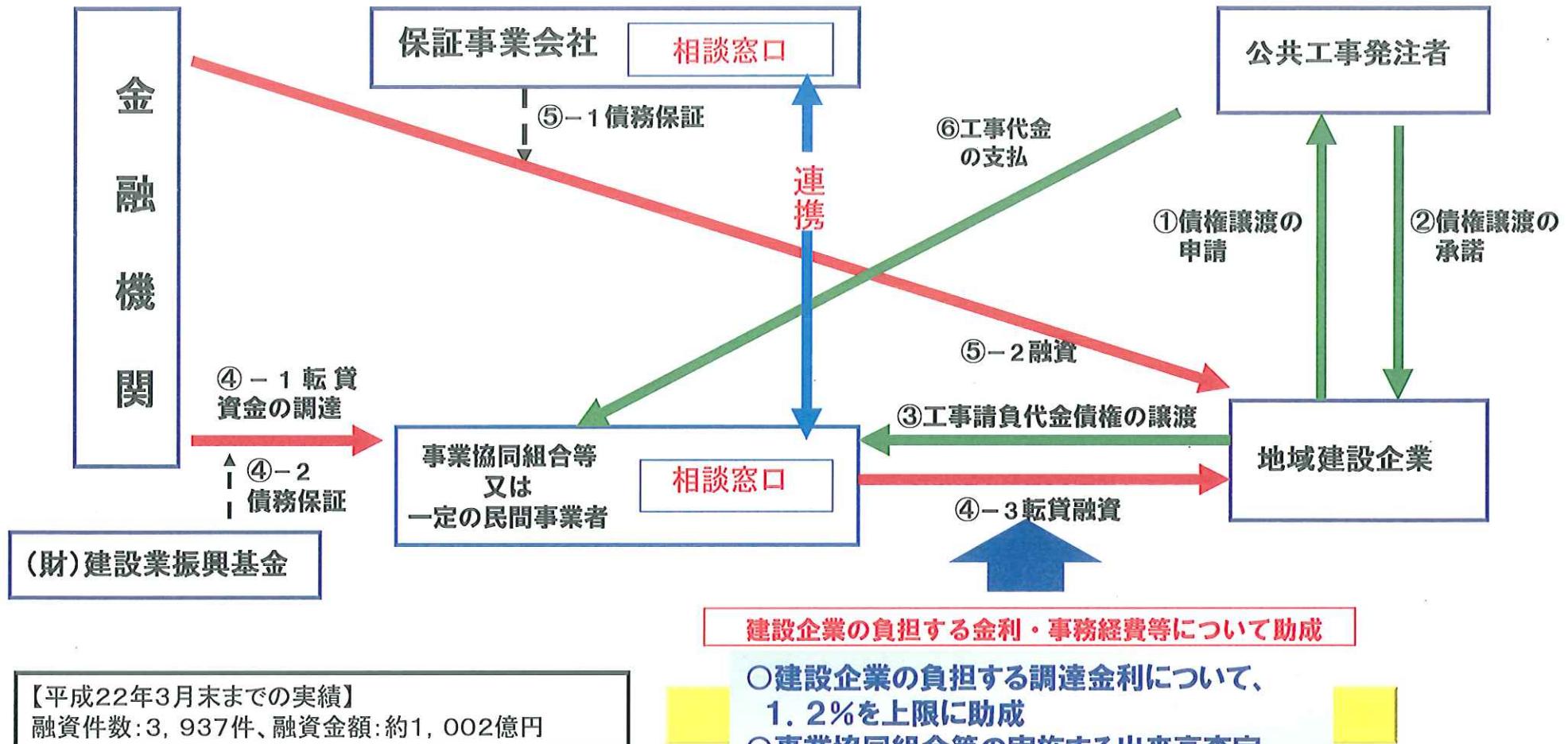
【都道府県・政令市・市区町村における落札率の推移】



※公共工事入札契約適正化実態調査結果等から作成

地域建設業経営強化融資制度

- 金融機関が優良な資産と評価する公共工事請負代金債権を担保に、簡易・迅速に融資を実行。
- 工事の出来高を超えた未完成部分を含め融資を実行。



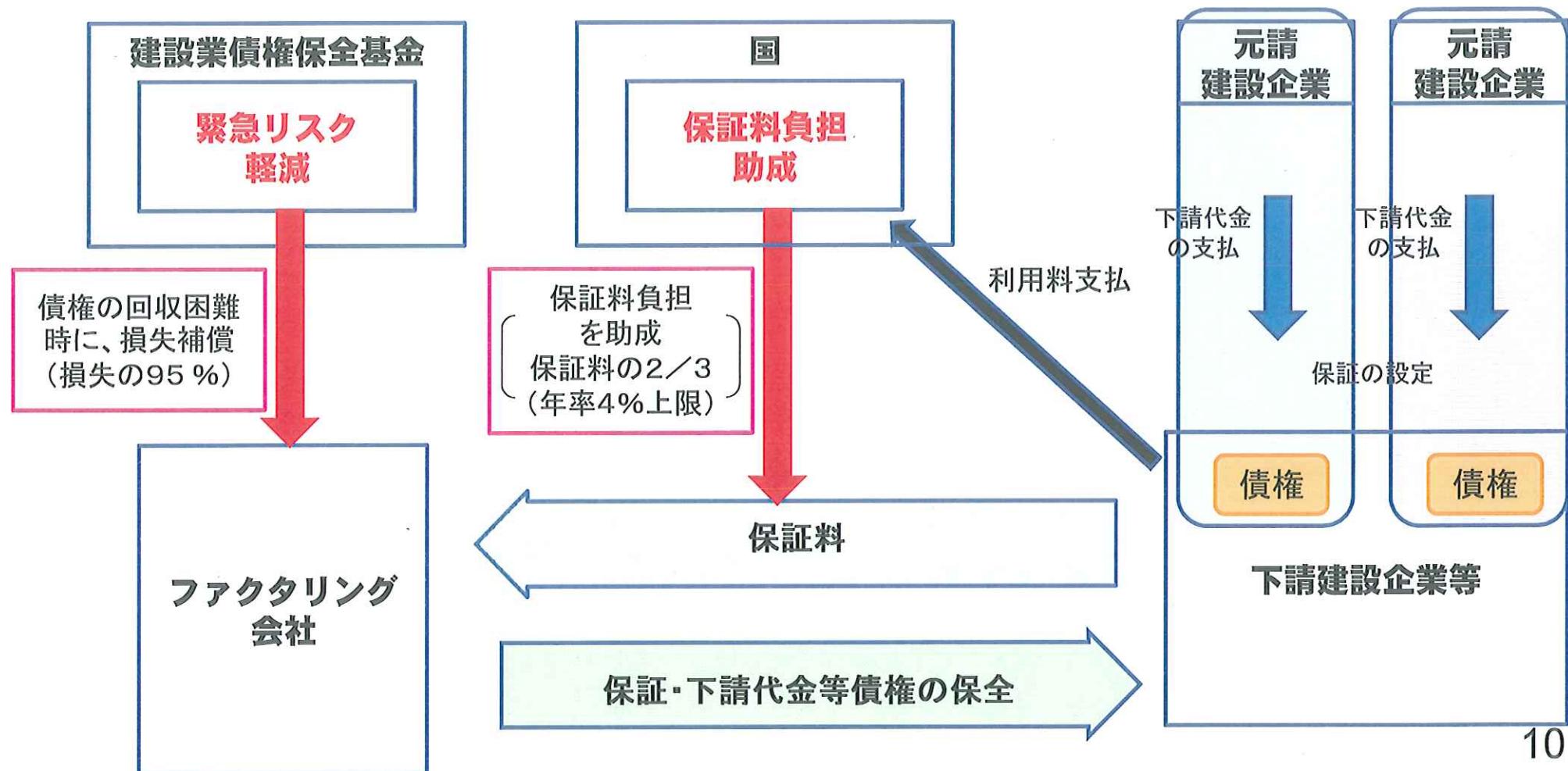
下請債権保全支援事業

平成21年度2次補正予算 47億円
平成22年度予算 8億円 合計55億円

- 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払を保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。
- 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
- 平成23年3月31日までの时限措置。

【平成22年3月の実績】

保証債権数:84、保証総額:約3億4,800万円
利用した下請建設企業等の数:28(のべ数)



建設業者の受注高の推移(対前年同期・四半期ベース)

世界的な金融・経済危機により、20年度第三四半期以降、民間等からの受注が対前年比激減し、元請受注高も対前年比で大きく落ち込んでおり、昨今、建設業を巡る環境は特に厳しさを増している。



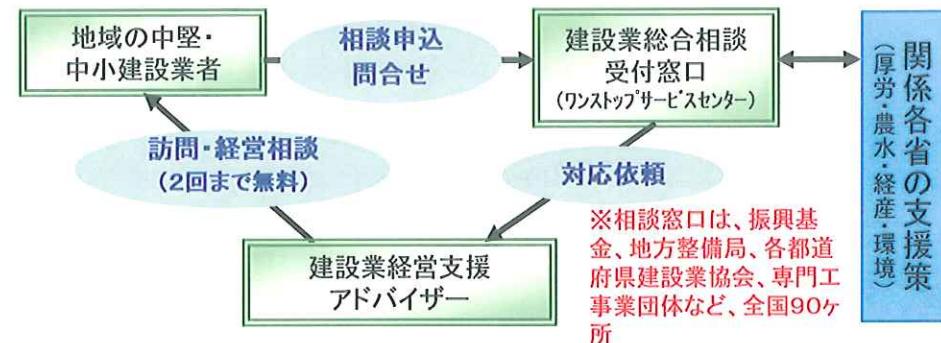
建設業経営革新促進支援事業(ワンストップサービスセンターの運営)

厳しい経営環境にある中小・中堅建設業者の新分野進出や経営革新、経営基盤強化の取組みを円滑化するため、建設業者が関連するサービスを1ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを都道府県ごとに設置し、これを関係省庁などが連携して支援する。

事業のスキーム

- 地域の中堅・中小建設業者からの相談を、各都道府県の建設業協会等に設置された「建設業総合相談受付窓口」において受付。
- 厚生労働省(雇用・福祉分野)、農林水産省(農業分野)、経済産業省(中小企業施策全般)、環境省(環境分野)などの関係省庁の施策を一元的に紹介。
- 相談内容に応じて、中小企業診断士等の有資格者で構成される「建設業経営支援アドバイザー」を原則として2回まで無料で派遣。

ワンストップサービスセンター事業のイメージ



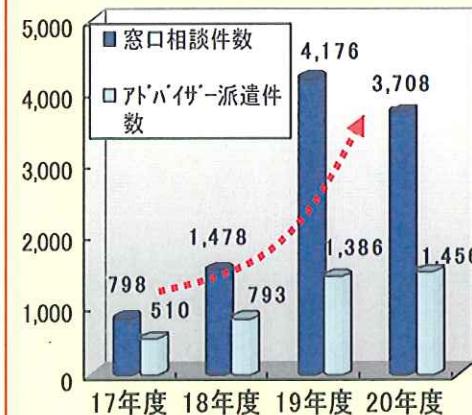
- 登録アドバイザーの保有する資格
- ・中小企業診断士
 - ・公認会計士
 - ・税理士 等



経営革新の進展段階に応じた支援策

新分野進出、経営革新等の
経営基盤の強化の取組を円滑化

相談実績



平成17年度のワンストップサービスセンター事業開始以来、窓口における相談件数は約5倍と大幅に増加。アドバイザーの派遣件数は約3倍の増加。

平成20年度の主なアドバイザー相談内容

- 経営方針・経営戦略 695件
- 新分野進出 607件
- 財務分析・経営診断 369件
- (その他) 販路開拓・資金繰り・雇用の確保・IT化・事業承継 等

※複数回答

建設業の新分野進出支援に関するこれまでの取り組み

- 平成15年度から20年度まで、建設企業による農業、林業、環境、介護や施工関連分野(維持管理等)などの新分野への進出に関して、モデルケースと認められる先導的な事例を発掘し、当該事例を推進、広く普及・啓発。

これまでの新分野進出モデル事業(H15～H20)の効果と課題

意欲ある建設企業 → 国の調査委託を受けて、(財)建設業振興基金が、国と協議の上、評価・選定

- 売上や営業利益の計上、雇用の維持・拡大等の効果

- モデル事業の継続における主な課題は、販路、顧客の開拓、人材の確保・育成 等

- 地域に密着し、経済波及効果や雇用創出効果が大きい分野にチャレンジしながらも、あと一歩の所で軌道に乗り切れていない業者が存在

これまでの新分野進出の取組

農林業、環境、福祉等の、従来の建設業とは異なる「新分野」への進出



建設業と地域の元気回復助成事業にかかる選定結果

地域の中小・中堅建設業者の団体が、その保有する人材、機材、ノウハウ等を活用して、農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体及び自治体との連携により協議会を設立し、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業に関する検討や試行的実施に必要な経費を助成。

国

協議会

- ・地域での連携に向けた合意形成
- ・専門家による指導、職員の研修
- ・連携事業の実施に当たっての障害除去、資機材の確保・活用
- ・販路開拓、広報
- ・連携事業の試行的実施
- ・地域建設業の活性化方策
- ・その他

※協議会の構成員は以下の通り

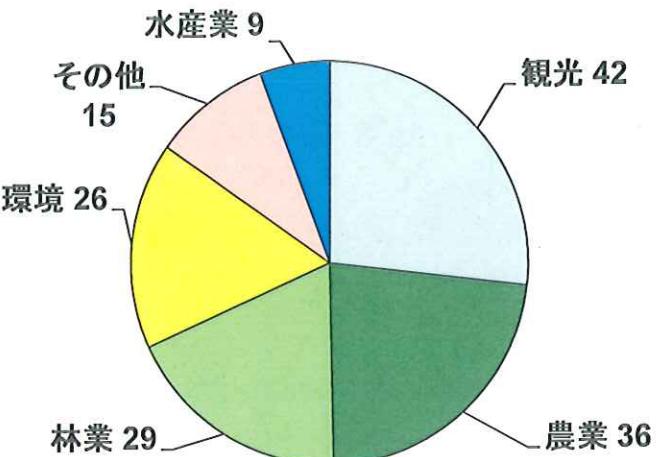
- ◎建設産業団体 ◎地方公共団体
○農協、森林組合、社会福祉協議会、観光協会 等の関係団体
△3社以上の中小・中堅建設企業 △その他必要と認める者
(◎、○は必須メンバー(○は地域に適切な団体がない場合は不要)、△は任意)

連携事業の実施による地域建設業の活性化

建設業と地域の元気回復

◆全国から428件の応募があり、有識者委員会の審査を経て、157件を選定。

分野別の状況



※第一次募集(公募期間3月25日～5月25日)、第二次募集(9月中)を行い、事業を選定。

建設業における元下関係の適正化に関するこれまでの取組み

1. 書面調査、立入検査等の実施

①建設業法令遵守推進本部（H19年4月 設置）

建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等に設置

②下請取引等実態調査（S54年～実施、H20年度～調査対象を従来の約4倍に）

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導。

平成21年度調査：対象業者数 約28,000業者 期間 21年8月5日～9月1日

③「駆け込みホットライン」（H19年4月 開設）

通報窓口として開設 通報件数：H19年度 812件、H20年度 1,213件

④立入検査の実施（H19年4月から強化）

下請取引等実態調査、駆け込みホットライン等に寄せられた情報に基づく立入調査等
立入調査回数：H19年度 950回、H20年度 875回

2. トラブルの処理、相談

①「中央建設工事紛争審査会」（S31年 設置）

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため本省に設置

平成20年度処理件数 中央審査会：あっせん 7件、調停 46件、仲裁19件、計 72件
都道府県審査会：あっせん29件、調停103件、仲裁22件、計154件

②「建設業取引適正化センター」（平成21年7月 開設）

建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置。

平成22年3月末：630件

3. 元下間ににおける法令違反行為の明確化

建設業法令遵守ガイドライン（平成19年6月策定、工期に係る内容を平成20年9月に追加）

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為（事例）を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進。

4. 下請資金繰り支援

①下請資金繰り支援事業 (H21年7月～H22年3月)

下請が元請に対して有する工事代金債権(手形)を(ファクタリング会社が)期日前に買い取り、下請債権の早期現金化を支援することにより、下請の資金繰りを改善。

買取債権数：1,461， 買取総額：約76億3,900万円， 利用した下請建設企業の数：455

②下請債権保全支援事業 (H22年3月創設(H21年度補正予算により実施))

下請が元請に対して有する工事代金債権(手形)の期日支払を(ファクタリング会社が)保証し、下請債権の保全を支援することにより、下請の連鎖倒産を防止。

保証債権数：84， 保証総額：約3億4,800万円， 利用した下請建設企業等の数：28

(2) 入札契約制度の改善に向けた取組み

経営事項審査のさらなる改善措置(現場での不正行為の取締強化)

現場での不正行為による実績の積上げ(不正な実績を伴う申請)

- 一括下請負で完工高を稼ぐ
- 技術者の現場専任を行わない



違法行為により、技術者数の制約を不正に回避し、本来は小さいはずのペーパーカンパニーの完工高を膨らませ、完工高(X1点)の評点が高くなっている可能性



現場での不正行為の取締強化

1. 違法行為等を排除するための措置を強化
 - (1) 経審の申請内容の分析(疑義項目チェック)、駆け込みホットラインによせられた情報等をもとに、一括下請負、技術者専任制違反の疑いのある業者を効果的に抽出
 - (2) 疑義業者に対して現場の立入検査等を重点的に実施、不正行為には厳正に対処
2. 地方公共団体との連携を強化
 - (1) 都道府県に対する知事許可業者の監督強化を要請、地方整備局においても共同立入等サポート
 - (2) 建設業取引適正化推進月間(仮称)を創設

経営事項審査のさらなる改善措置(虚偽申請のチェック体制の強化)

虚偽申請(実態のない申請)

- 完工高(X1点)：契約書を偽造等して完工高を水増し
- 経営状況(Y点)：粉飾した財務諸表で高得点を獲得
- 技術力(Z点)：技術者数を水増し申請



実態がないにも関わらず、申請書類等の虚偽により、各評点が高くなっている可能性



虚偽申請のチェック体制の強化

1. 経営状況分析機関による異常値検出のための疑義項目チェック(例:売上高／固定資産)の再検証・見直しを行い、重点項目設定等により虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化
2. 許可行政庁が行う完工高と技術者数の異常値検出のための相関分析についても再検証・見直し
3. 許可行政庁と経営状況分析機関の連携を強化し、虚偽申請の疑いのある業者に対しては許可行政庁が経営状況(Y点)を含めて重点審査(証拠書類の原本確認、対面審査等)を実施、虚偽申請には厳正に対処

経営事項審査のさらなる改善措置(審査基準の追加的改善)

審査基準に係る現状の課題

- 評価対象とする技術者の要件
〔現在は技術者の雇用期間を要件とせずに技術者数を認定〕

- 再生企業の取扱い

- 社会性等(W点)の取扱い

- 公共工事発注量の全国的な減少

- 評点を上げるためにだけの技術者の名義借り等が行われ易くなっているおそれあり

- 下請被害をもたらした再生企業の公共市場への復帰に批判あり

- 社会性等(W点)の審査項目の充実について多様な要望あり

- 総合評定値に占める完工高(X1点)の評価ウエイトの低下

審査基準の主な見直し項目案

- 技術力(Z点)で評価対象とする技術者の見直し

- 再生企業の営業年数の取扱い

- W点の審査項目の拡大と各発注者がニーズに応じて弾力的に利用できるような評価のあり方

- 完工高(X1点)の評点テーブルの上方修正

ボンド制度拡充の方向性

現状認識

- ボンド制度の拡充を進めてきたものの、米国と比べると未だ不十分
- 市場機能を活用した企業評価、ダンピング抑止等を進めるため、ボンド制度の更なる拡充が必要

当面の対策

- 入札ボンドの対象工事の拡大
 - ⇒ 技術と経営に優れた企業の伸張のための適切な入札参加者の絞り込み
国交省直轄工事 原則としてAランクのみ → Bランクまで拡大
 - * 地方公共団体にも同様の取組みを要請
 - * 入札ボンドの提出時期の合理化（競争参加資格確認時 → 入札時に後送り）
 - ⇒ 与信枠の不必要的制約を緩和

入札ボンド制度について

目的

一般競争入札の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

総合評価方式の拡大

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

制度の概要

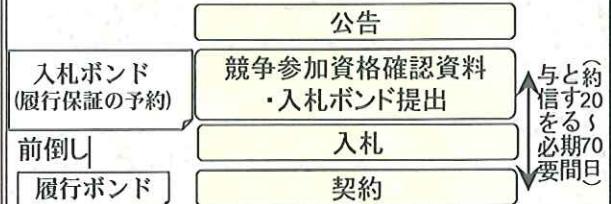
会計法・地方自治法の入札保証制度を活用して実施

発注者が入札ボンド(※)の提出を求める
※ 損保の入札保証保険、金融機関の入札保証
金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行=履行保証の予約

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

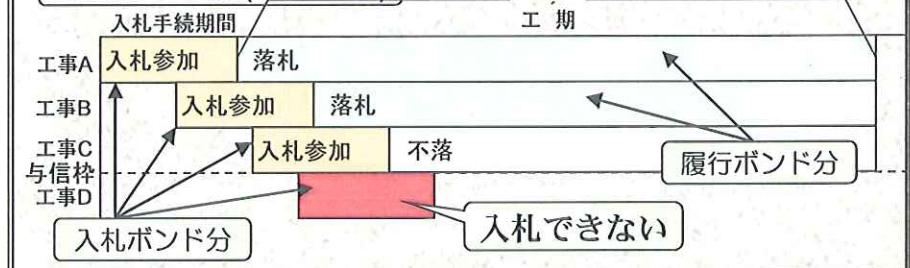
期待できる効果

- ① 契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除
- ② 与信枠の制約による絞り込み
- ③ 深刻化するダンピングの抑止

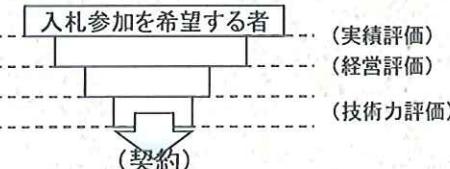
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)



入札参加条件(※)の設定(発注者)
入札ボンド(金融機関等)
技術提案等の審査(発注者)
総合評価(発注者)

(※) 工事実績・成績等

書面契約の徹底、標準契約約款改正の検討等 (契約・取引の対等化・明確化)

1. 書面による契約の促進

- 違法行為等に対する取締りや指導監督の強化
- 印紙税の廃止(平成23年度税制改正要望に向けて検討)
不動産譲渡等、請負契約は課税(推計約670億円)、物品売買等は非課税

2. 建設工事に係る標準契約約款の改正の検討

- 対等性の確保の阻害要因と考えられる項目(広範な甲乙協議規定の存在、「甲」「乙」の呼称等)などについて見直しを検討

3. 発注者・受注者間の不適切な行為等の明確化と周知徹底

- 発注者と受注者の間で契約の際に行うべき行為や行ってはならない行為をガイドラインとして明確化し、周知徹底
 - ・着工前の書面による契約締結
 - ・やり直し工事が発生した場合の費用負担の明確化
 - ・不当に低い発注金額の禁止 等

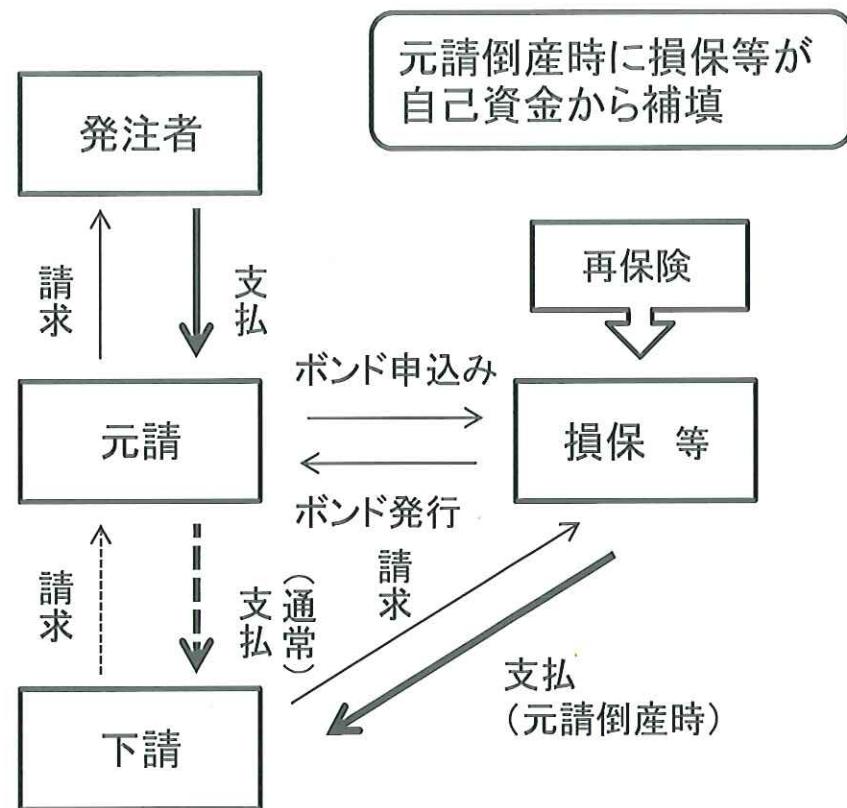
4. 契約の当事者から中立的な第三者の活用

- 請負契約に関するトラブルの未然防止や迅速な解決の促進のために、契約当事者から中立的な第三者の活用を検討

新たな下請債権保全策の検討

- 諸外国には、メカニクスリーエン(不動産工事の先取特権)、支払ボンド、信託方式、直接払い方式等の下請債権保全策が存在
- 我が国では、下請債権保全のための有効な仕組みがなく、元請の倒産が下請に与える影響は甚大
⇒ 有効かつ現実的な方策の確立に向けて、民間を含めて検討

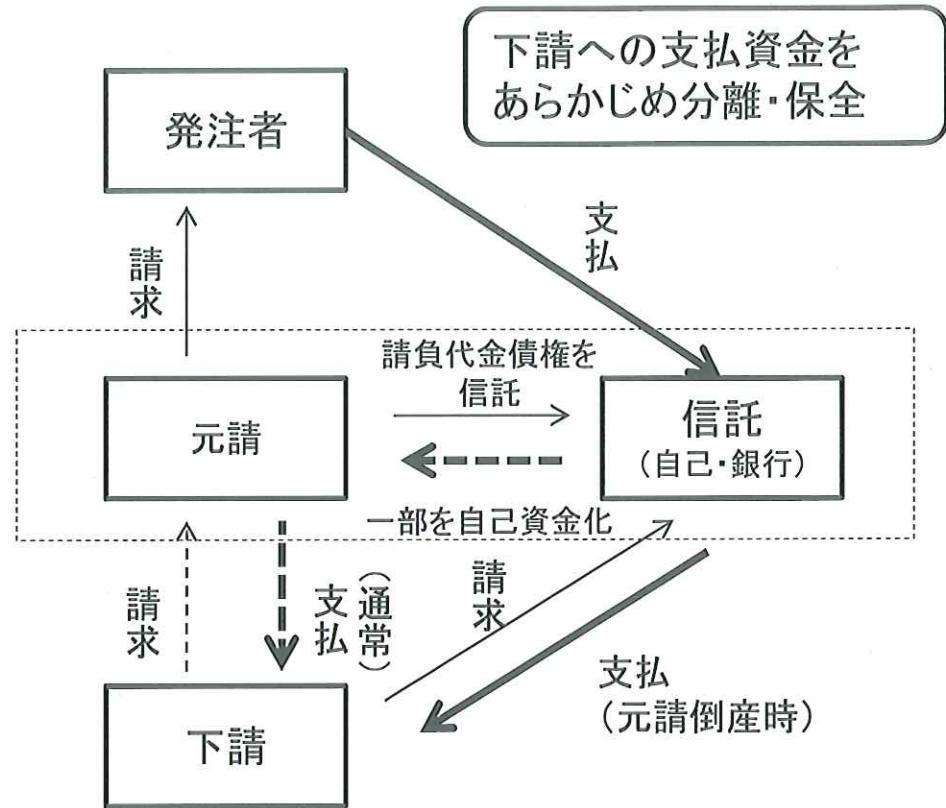
<支払ボンドの概要>



(課題)

- ・ボンド引き受け先となる金融機関のキャパシティ
- ・中小企業向けの再保険システム

<信託方式の概要>



(課題)

- ・現行信託法の範囲内での確実な代金保全スキームと手順の構築

諸外国の下請債権保全策

	概要	採用国	権利行使	手段	メリット	デメリット
メカニクスリーエン (ニューヨーク州法系) (ペンシルバニア州法系)	不動産工事の先取特權 (残債務を限度) (二重払い容認)	米	元請・下請 →発注者	競売、優先弁済	<ul style="list-style-type: none"> 全ての下請が保護 基本法制上の措置(シンプル・強力) 	<ul style="list-style-type: none"> 事後的救済手段 裁判所への訴え、競売必要 (公共施設は適用除外とすることが必要) 発注者のリスク甚大
信託方式	工事資金の他目的への流用を禁止(信託財産化)	米	下請→元請	元請が管理する信託財産からの支払	<ul style="list-style-type: none"> 事前予防手段 競売等による混乱、費用なし 保証料、与信枠等の制約なし 契約関係の明確化が促進 	<ul style="list-style-type: none"> 流用禁止の担保が罰則のみ 元請の運転資金の減少 元請の信用力で差がつかない 契約関係が明確なことが前提
支払ボンド	元請の下請代金支払を損保等が保証	米 仏 韓	下請→損保等	損保等が支払	<ul style="list-style-type: none"> 損保等による確実な支払 与信枠による企業の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 事後的救済手段 損保等のキャパシティに左右 高額な保証料と中小の信用補完
直接払い方式	発注者が承認した下請に直接払い	仏 韓	元請・下請 →発注者	発注者が支払	<ul style="list-style-type: none"> 事前予防手段 全ての下請が保護 	発注者の負担甚大、行政コスト増

下請の見積りを踏まえた入札方式の導入

米国における「下請業者に関するリスト」の概要

- 公共工事においては、入札時に、落札後に契約する予定の下請業者のリストの提示が求められる場合がある。
- 落札後に、入札前に見積りを提出させた下請とは別の下請から見積りをとり、入札前に見積りを提出させた下請に価格を引き下げるよう働きかける行為(いわゆる「ビッド・ショッピング」(Bid-Shopping)(※))を禁止。
※ 米国では、少なくとも、カリフォルニア等の8州において反ビッドショッピング法が施行されている。
- 入札までの限られた時間でリストを完成させることは元請の大きな負担となるので、発注者によっては、リストの範囲を限定的に運用することもある。
 - ・リスト記載の下請業者を変更するには、発注者の承認が必要。違反した場合には、発注者から罰金を科せられることもある。
 - ・発注者は、条件不利企業が下請に一定割合入ることを求める、このリストで確認することもある。
 - ・下請業者に関するリスト、工事費内訳書を含め、入札関係書類は開札後・契約前に公開される。入札者は異議申し立てができる。

日本における下請リスト提出入札方式(仮称)の試行

下請からの見積りを活用して元請の入札前の見積りを適正化し、あわせて、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護するため、当面、専門工事の施工内容の評価が全体の品質確保にとって重要な工事等から選定のうえ試行し、効果を検証。

(試行の概要)

- ①一定の下請工事について、下請が元請に提出した見積書を元請が発注者に提出。
- ②発注者に提出した見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止と下請への支払いを発注者に報告することを契約条件として設定。
- ③違反がある場合には、建設業許可部局が、立入検査や指導監督を実施。

公共工事の入札時における「下請業者に関するリスト」の提出

公共工事においては、契約方式にかかわらず、入札時に、落札した場合に契約する下請業者リストの提示が求められる場合がある。

その主な理由は、落札後に、入札前に見積りを提出させた下請とは別の下請から見積りをとり、入札前に見積りを提出させた下請に価格を引き下げるよう働きかける行為（いわゆる「ビッド・ショピング」（Bid-Shopping）（※））の防止。

入札までの限られた時間でリストを完成させることは元請の大きな負担となるので、発注者によつては、リストの範囲を限定的に運用することもある。

※ 米国では、少なくとも、アーカンソー、カリフォルニア、コネティカット、フロリダ、マサチューセッツ、ニューメキシコ、ノースカロライナの8州において反ビッド・ショッピング法が施行されている。

○サンフランシスコ市の例

根拠法：カリフォルニア州「公共工事における下請適正化法」

(Subletting and Subcontracting Fair Practices Act in Public Contract)

元請業者に対し、公共工事の入札時において、入札金額の0.5%を超える額の下請契約を行う予定のすべての下請業者（一次下請）のリストを作成し、提出することを義務づけ。

リスト記載の下請業者を変更するには、発注者の承認が必要。手続きを経ないリストに記載していない業者と下請契約を結ぶと、発注者から罰金を科せらるることも。

！発注者は、元請との契約前に、下請となる予定の業者の情報が入手できることから、条件不利企業が下請に一定割合入れることを求め、このリストで確認。

！下請業者に関するリスト、工事費内訳書を含め、入札者が提出する入札関係書類は開札後・契約前に公開され、入札者からの異議申し立てを認める。

○下請業者に関するリストの様式（サンフランシスコ市の例）

Copyright © 2005 City & County of San Francisco	6582A
DOCUMENT#00435	SUBCONTRACTOR LIST
下請業者に関するリスト	

Pursuant to section 621 A.9 of the San Francisco Administrative Code, Bidder shall submit the following information regarding Subcontractors that Bidder intends to employ to perform Work in an amount in excess of one-half of one percent. Bidder shall list only one such Subcontractor for each portion of the Work. Bidder shall complete and submit this Subcontractor List form with its Bid.

Subcontractor Name: Address: Portion of Work:	下請業者の名称
Amount of Subcontract: Contractor's License No.: San Francisco Business Tax Registration No.:	下請業者が請け負う 建設工事の具体的な内容
Subcontractor Name: Address:	請負代金
(以下、略)	

違法行為等に対する取締りや指導監督の強化

1. 地方公共団体との連携を強化

- ①知事許可業者に対する指導監督を強化
 - ・立入未実施の都道府県に対し、速やかに実施するよう強く働きかけ
 - ・実施に際しては、共同立入等地方整備局においてサポート
 - ・知事許可業者であっても特に悪質な者に対しては、地方整備局でも立入検査等を実施することを検討。
あわせて必要な体制についても検討
- ②研修会等の開催
 - ・法令遵守ガイドラインの説明を中心とした研修会等を都道府県と協同で開催することを検討
- ③建設業取引適正化推進月間(仮称:秋を想定)の創設
 - ・都道府県と協同で、周知、取締り等を集中的に実施する月間を設けることを検討

2. 違法行為等を改善するための措置を強化

- ①下請取引等実態調査のフォローアップ
 - ・下請取引等実態調査(書面調査)における指導票送付後に、改善状況確認のためのフォローアップ
調査実施を検討
- ②立入検査の重点化
 - ・立入検査に重点調査項目を設定するとともに、監督処分を積極的に活用
- ③公正取引委員会との連携強化
 - ・元下関係における不公正な取引事案について、国土交通本省と公正取引委員会事務総局との間に
加え、公正取引委員会地方事務所と地方整備局、都道府県との間においても情報交換を強化し、
公正取引委員会への措置請求も検討

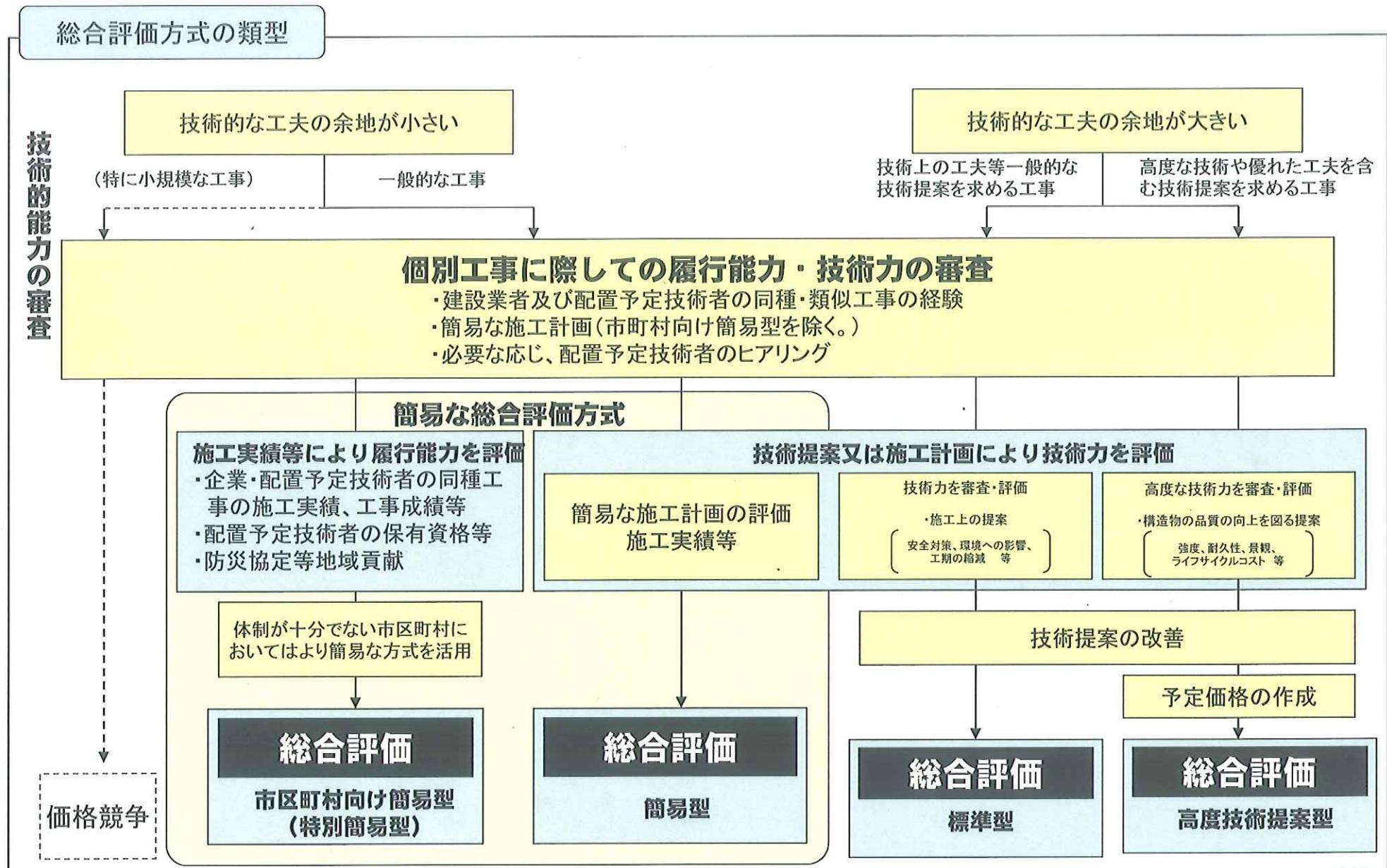
総合評価方式について

- 価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する方式
- 入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した評価値が最も高い者を落札者とする方式
- 国土交通省では、平成20年度より総合評価落札方式を原則実施

総合評価方式の導入メリット

- ①価格と品質が総合的に優れた調達が可能
- ②ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能
- ③建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献
- ④価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待
- ⑤総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大が進めやすくなる

総合評価の種類



CM方式について

現状・仕組み

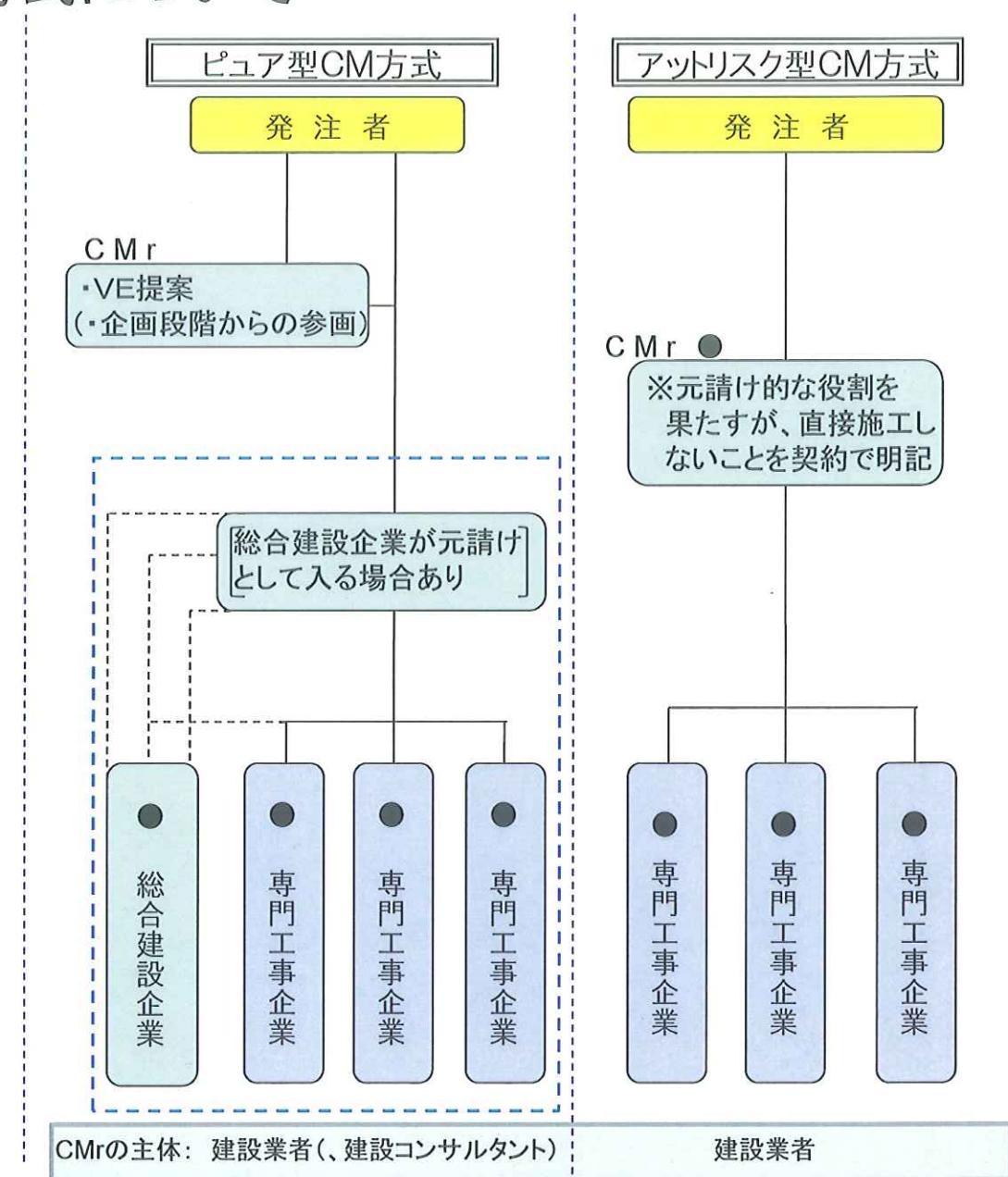
- CM方式とは、民間のマネジメントノウハウを活用する方式
- CMrによる発注者支援、技術的能力の補完により、適切な施工を確保

【これまでのCM方式活用の実績】

- 民間建築工事 約1,900件(2007年度)
- 土木工事 20件程度(2007年度)
- 国土交通省直轄事業 10件程度(累計)
- 地方公共団体 15件程度(累計)

・ CM方式の活用の効果

- 大手のマネジメントのノウハウの活用と中小の受注機会の確保の両立
 - 発注体制の補完により適切な施工の確保
 - 大手と中小のそれぞれの強みを活かす
- マネジメントのフィービジネスとしての確立
 - 大手の国際展開にとって有力な手法の確立
 - 建設産業の活動領域の拡大の促進(建設工事の上流・下流、PFI、PPP等)
 - 大手にとってノウハウの提供による収入源の確保



※ ● 疎疵担保責任を負う場合がある者 31

CM方式の実績について

○ 2007年度の新規CM業務受注実績

「2007年度CM業務実績」に関するアンケート調査結果(CMAJ調査研究委員会)より

	業務報酬(概算合)	
建築ピュアCM他	1,828件	14,694 百万円
建築CMアットリスク	104件	384 百万円
土木ピュアCM他	24件	75 百万円
土木CMアットリスク	0件	0 百万円

※回答のあったCMAJ会員企業の件数・業務報酬それぞれの単純集計

※「他」は建築・土木の附帯部分も含むため

○ 国土交通省直轄事業におけるCM方式の主な実績

- H13.3 清洲JCT北下部工工事
- H13.12 23号西中高架橋下部工事
- H14.3 美濃関JCTマネジメント業務
- H14.3 森吉山ダム本体工事監理試行業務
- H17.7 信濃川下流築堤監理試行業務
- H19.10 川内川激特事業監理試行業務
- H19.12 日本海沿岸東北自動車道建設工事監理試行業務
- H20.8 加古川中央JCT工事マネジメント業務

※上記は全て土木工事

○ 地方公共団体におけるCM方式の主な実績

- 二ツ井中央公園整備事業(秋田県能代市)
- 温泉保養センター改修工事(秋田県大潟村)※
- 六郷町障害者福祉施設新築工事(秋田県美郷町)※
- 千曲川流域下水道更埴幹線シールド工事(長野県)
- 国補災害関連緊急地すべり対策事業(長野県)
- 成田市滑川高岡地区簡易水道事業(千葉県成田市)
- 知見八鹿線道路整備事業(兵庫県豊岡市)
- 高木瀬小学校校舎改築工事(佐賀県佐賀市)※
- 長信田交流センター建設工事(秋田県上小阿仁村)※
- 新図書館建設事業(福島県南相馬市)※
- 西新井小学校及び中川小学校施設更新
(東京都足立区)※
- 北ノ沢市営住宅建築事業(秋田県大仙市)※
- 国道1号函南高架橋建設工事(静岡県)
- こまどり公園雨水調整池建設工事(愛知県豊田市)
- 高浜市役所耐震補強及び劣化改修計画業務委託
(愛知県高浜市)※

※は建築工事、それ以外は土木工事